

今年度末退職予定の皆様へ

# 退職互助部制度に是非ご加入ください

本会では「退職互助部制度」を設け、教職員の皆さんが退職後も健康で安定した生活が送れるよう、医療費補助等の給付事業や福祉事業を実施しています。

退職互助部に加入できるのは退職時のみとなっています。退職後は加入することができませんのでご注意ください。加入手続きは退職予定者説明会でご案内します。 ※ 対象となる方は退職互助部の現職加入者です。

加入して  
安心!

## 給付事業

### ●療養補助金 (詳細は裏面をご覧ください)

給付期間 60歳に達した翌月から75歳に達する月まで

給付額 自己負担額 - 2,000円 - 1,000円 未満の端数

※ 自己負担額が3,000円以上の場合が対象です。

※ 給付限度額は1か月1医療機関(入院・外来別)あたり69,000円です。

※ 医療保険各法における給付金がある場合は、その額を自己負担額から控除します。

### 自己負担額

1か月1医療機関(入院・外来別)の  
保険適用窓口支払額

### ●長寿祝金

数え年88歳を迎えたとき 30,000円を給付

### ●献花料

お亡くなりになったとき 次の額を給付

60歳に達した月以前の死亡 掛金納入総額の9割の額

60歳に達した翌月以後1年未満の死亡 100,000円

60歳に達した翌月以後1年以上3年未満の死亡 50,000円

60歳に達した翌月以後3年以上の死亡 5,000円

毎月医療費がかかるので大変助かっています



急に入院することになったけど、この制度に入っていて良かったです

## 福祉事業

### ■健康診断補助事業

人間ドック等を受診したとき 50,000円(実費の範囲内)を補助

### ■施設利用補助事業

契約施設(県内26施設)に宿泊するとき 1泊2,000円を補助

### ■健康増進事業

生涯学習サポート事業(NHK学園生涯学習通信講座受講料の一部補助)

ゴルフ、トレッキング、スキーの集い

スポーツ観戦補助事業(モンテディオ山形等のチケット代金の一部補助)

芸術鑑賞補助事業(美術館等の会員証年会費の一部補助等)

### ■法律相談事業

契約弁護士に相談するとき 相談料(通常30分5,000円)を無料

### ■支部独自事業

研修旅行などの会員相互の親睦を深めるための事業の実施、会報誌の発行

### ■会報誌の発行

受講料の補助が  
ありがたいです



毎年、様々な企画があり  
楽しみにしています



※ 上記の給付事業及び福祉事業の内容は平成30年度のものです。

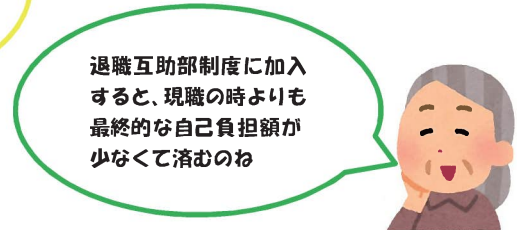
◆◇◆ 医療費の窓口支払額(本人負担3割)に対する給付金の支給例 (外来1か月の医療費が100,000円の場合) ◆◇◆

【現職中】

医療費 100,000円			
窓口支払額(本人負担3割) 30,000円			
法定給付額 (7割) 70,000円	附加給付	会員療養見舞金 21,000円	最終的な 自己負担額 4,000円
	一部負担金払戻金		
	共済組合から給付	互助会から給付	



退職互助部制度に加入するかしないかで、最終的な自己負担額に、こんなに大きな差が出てくるのですね



退職互助部制度に加入すると、現職の時よりも最終的な自己負担額が少なくて済むのね

【退職後】

公立学校共済組合の被保険者(任意継続組合員または常勤再任用職員)となられた方

<退職互助部制度に加入しなかった場合>

医療費 100,000円			
窓口支払額(本人負担3割) 30,000円			
法定給付額 (7割) 70,000円	附加給付	最終的な 自己負担額 25,000円	
	一部負担金払戻金		
	共済組合から給付		

退職互助部制度に加入した場合

医療費 100,000円			
窓口支払額(本人負担3割) 30,000円			
法定給付額 (7割) 70,000円	附加給付	療養補助金 23,000円	最終的な 自己負担額 2,000円
	一部負担金払戻金		
	共済組合から給付	互助会から給付	

国民健康保険の被保険者となられた方

<退職互助部制度に加入しなかった場合>

医療費 100,000円			
窓口支払額(本人負担3割) 30,000円			
法定給付額 (7割) 70,000円	最終的な 自己負担額 30,000円		

医療費 100,000円			
窓口支払額(本人負担3割) 30,000円			
法定給付額 (7割) 70,000円	療養補助金 28,000円		最終的な 自己負担額 2,000円
	互助会から給付		

※ 退職互助部制度の各種事業については、医療保険各法の改正等により、理事会等の審議を経て変更となる場合があります。

【お問い合わせ先】一般財団法人山形県教職員互助会 厚生担当 TEL 023-631-5115